

令和3年10月1日

教 育 長  
各部（局・室）長 様  
会 計 管 理 者

新座市長 並 木 傑

令和4年度予算編成方針について（通知）

令和4年度の予算については、下記により編成することとしたので、新座市予算規則第5条第1項の規定に基づき通知します。

記

【1 新座市の財政状況】

本市の財政については、非常に厳しい状況が平成20年代前半から続いており、抜本的に構造を改善しなければ、持続可能な運営を行うことが難しい状況にある。そこで、平成30年9月には財政健全化方針を策定し、更なる事務事業の見直しを推進してきたが、この見直しが十分に進まない中、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市税等の大幅な減収が見込まれ、いまだかつてない財政の非常事態になることが想定された。そのため、この事態を乗り越えるべく、令和2年10月1日に財政非常事態宣言を発出し、多くの事業を廃止、休止するなど、痛みの伴う事務事業の見直しを実施したところである。

財政非常事態宣言については、依然として猛威を振るう新型コロナウイルス感染症による今後の財政への影響が不透明な中、現時点では解除をすることは難しい状況であり、慎重に判断していかなければならないと考えている。

また、財政健全化方針に掲げた目標である経常収支比率の改善と財政調整基金の積増しを財政非常事態宣言解除の一つの視点としているが、令和2年度の経常収支比率は96.1%と依然として高い数値となっている。財政調整基金については、令和3年度当初予算編成において多くの事務事業を見直したにもかかわらず約17億円を取り崩し、残高約12億円でスタートしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により例年になく不用額が生じたことによる繰越金の積増しなどもあり、令和3年9月議会後の残高は、約42億円という状況となっている。

この財政調整基金の9月議会後の残高約42億円という状況については、本

市の近年における金額としては例のないものとなっているが、他に主だった目的基金を持たない本市においては、基金全体として考えると、他団体と比較しても十分な金額とは言えない。また、当初予算編成において例年20億円前後の取崩しにより何とか収支を合わせている状況や新型コロナウイルス感染症が本市の財政に与える今後の影響なども考慮すると、不測の事態に備えるための財政調整基金の額としては、決して安心できるものとは言えない状況である。

## 【2 令和4年度予算編成における基本方針】

このような厳しい財政状況の中であっても、「住んでみたい ずっと住み続けたい 魅力ある快適みらい都市」の実現に向け、次の考え方に基づいて予算編成に取り組むものとする。

### ① 未来に夢と希望が持てるまちづくりの推進

いまだ収束の見通しが不透明な新型コロナウイルス感染症から市民の命と暮らしを守る取組を最優先としつつ、ウィズコロナの中にあっても、市民が未来に夢と希望を持てるまちづくりを推進していかなければならない。

ポストコロナに向けては、働き方改革として徹底的に事務事業の取組方法を見直し、これまで以上にムダ・ムリ・ムラをなくすことで効率的な行政運営の確立を目指すとともに、DX（デジタル・トランスフォーメーション）、SDGs（持続可能な開発目標）、脱炭素などの視点を持ちながら、未来へ向けた新たな取組を進めていくものとする。

あわせて、ポストコロナにおいても、首都近郊に在って、自然が多く残る本市の強みをいかし、本市が「選ばれるまち」になるため、引き続きシティプロモーションの推進に資する事業を展開することとする。

### ② 持続可能な行財政運営に向けた取組の推進

前述のとおり、本市の財政状況は、いまだ新型コロナウイルス感染症の影響が不透明なことから、先行きが見えない状況となっている。引き続き、持続可能な行財政運営の確立を目指して、受益と負担の在り方を見直すなど、更なる財政基盤強化に向けた取組を進めていくものとする。

また、今後の経済動向や新型コロナウイルス感染症の収束の状況をしっかりと見極めつつ、各事業の今後の方向性を含め、財政非常事態宣言の解除に向けたロードマップを作成することとする。

さらに、令和4年度は、第5次新座市総合計画を始め、多くの計画について策定を進める年度となる。厳しい財政状況下にあっても、実施すべき事業

を着実に推進するため、国や県の補助制度やPPP／PFIなど民間の経営資源など、財政面で有利な制度の積極的な活用を検討し、的確な対応に努めることとする。

### 【3 令和4年度予算編成における重点事項】

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を見据えて、市民の命と暮らしを守るための取組を推進すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症を契機として変化する市民ニーズに適切に対応するため、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えたまちづくりに資する取組を推進すること。
- (3) 自然災害や老朽化した公共施設への対応等の市民の安全確保につながる取組を推進すること。
- (4) 将来にわたって持続可能な行財政運営を行うため、AI・RPAなどのデジタル技術を活用することでDXをより一層加速させ、更なる業務の改善・効率化を図るとともに、財政健全化に向けた事業の見直しの徹底や、安定した財源の確保につながる取組を推進すること。
- (5) SDGsの達成や脱炭素社会の実現など、新たな行政課題への対応も見据えながら、取組を推進すること。